

測量・建設コンサルタント業務等の入札に係る最低制限価格の見直しについて

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、測量・建設コンサルタント業務等の入札に係る最低制限価格の算定基準（適用対象予定価格）を見直しましたのでご留意願います。

算定基準見直しの概要

適用欄の予定価格を 50 万円から 100 万円へ見直す。

1 算定基準

（最低制限価格の算定式）

	現 行	改 正
算 定 式	【測量業務】 予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額	【測量業務】 予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額
	【建築関係の建設コンサルタント業務】 予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額	【建築関係の建設コンサルタント業務】 予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額
	【土木関係の建設コンサルタント業務】 予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額	【土木関係の建設コンサルタント業務】 予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額
	【地質調査業務】 予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額	【地質調査業務】 予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額
	【補償関係コンサルタント業務】 予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額	【補償関係コンサルタント業務】 予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額
適 用	予定価格が <u>50 万円</u> を超える業務	予定価格が <u>100 万円</u> を超える業務

2 適用時期 令和 7 年 4 月 1 日以降に入札を行うものから適用します。